

令和4年第4回平取町議会定例会（開会午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。

只今より令和4年第4回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番萱野議員、7番四戸議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、6月20日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

本日、招集されました令和4年第4回平取町議会定例会の議会運営につきましては、6月20日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、本日1日間とすることで意見の一一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和4年3月分、4月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で、諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。1、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けた取組状況について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けた取組状況について、別紙により近況を報告いたします。

かねてより、平取町内のポロシリ岳周辺の国有林について、現在環境省から関係自治体に示されている国立公園指定に向けた検討区域より範囲を拡張していただきたい旨を要望すべく、有識者の意見をいただきながら、関係課等と検討をしてきたところです。

別紙、冒頭の日高山脈周辺の国立公園指定に向けた取組の近況をご覧ください。1点目に記載のとおり、このたび令和4年5月17日付けで環境省北海道地方環境事務所長あてに、区域の拡張要望する書面を提出しております。拡張エリアについては、中段に記載の概略図概要欄でお読み取り願います。

書面を提出後、5月23日には、遠藤町長が札幌市の北海道地方環境事務所において、北海道地方環境事務所長とこの件に関して面談をしております。

また同日、拡張エリアが国有林であることから、北海道森林管理局にて拡張を要望した旨を報告し、要望区域等を共有しております。

続いて、近況の3点目に記載のとおり、国立公園指定に係る中央環境審議会委員の現地視察の初日である令和4年6月9日に、帯広市において開催された中央環境審議会委員との意見交換会には、関係自治体首長との意見交換会に遠藤町長が出席をしております。この意見交換会には日高、十勝管内全ての首長が出席し、それぞれ発言をされております。意見交換会での遠藤町長の発言は、別紙の裏面に詳細を記載しておりますので、お読み取りいただければと存じます。以上、国立公園化に向けた取組状況について行政報告を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長

次に、2、平取町教育行政に関する報告について説明を求めます。教育長。

教育長

令和4年度第4回平取町議会定例会におきまして、本年4月からの平取町教育行政に関する報告をいたします。

はじめに、小中学校の現況についてご説明申し上げます。令和4年度、町内小中学校の入学式は小学校で4月7日、中学校では4月7日と8日に実施されました。ただ、二風谷小学校につきましては、春休み中に児童のコロナ感染が相次いだため、4月11日に入学式と始業式を延ばして行っております。令和4年度における児童生徒の状況にありますては、最新の6月8日現在におきまして、小学校5校あわせて224名、中学校2校で124名、合計で348名となっております。このうち、特別支援学級への入級者は小学校11名、中学校で7名となっております。児童生徒の総数では、前年度より小学校で16名の減、中学校では2名の増となっているところであります。教職員体制としましては、校長3名、教頭4名が新たに赴任をしてきております。合わせて一般的な教職員についても異動がありました。児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校における指導体制は今、築かれているところでございます。町単独の採用となります教員につきましては、中学校2名、時間講師が小学校1名、特別支援教育支援員につきましては、小学校5校、中学校1校において合わせて13名を配置し、また外国語指導のALTについては2名、それと退職教員等活用事業で時間講師1名を配置しております。本年度における全国学力学習状況調査につきましては、4月19日に実施されたところであり、当町におきましても、小学校6年生と中学校3年生が参加をしております。今年度は、例年の算数、数学、国語に加えて、3年に一度行われる理科の3教科で実施されました。実施後速やかに自校採点、自分の学校で採点を行い、家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても、取りかかっているところでございます。なお、

詳細な結果が国より発表され次第、議会にもご報告いたします。また、町独自で行っております標準学力調査につきましては、同日において全ての小中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1、2年生が受けております。その結果が出次第、各学校に戻し課題等の分析、把握に役立てることとしております。次に、各学校の活動についてであります。北海道における新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は3月21日で解除されましたが、胆振日高地方での感染者が多数確認されたことから、4月17日までは中学校の部活動、スポーツ少年団活動については自粛としておりました。ゴールデンウィークから町内での児童生徒にコロナ感染者が少しずつ出だし、また家族の感染による濃厚接触者として出席停止の措置をとるケースも増えて、5月末から6月上旬にかけて平取小学校で2学級、平取中学校で1学級が1週間程度の学級閉鎖の措置をとったところでございます。また、紫雲古津小学校でも感染者と体調不良者が多く出たことから、臨時休校の措置を1日とりましたが、その後児童及び教員の健康確認がとれたことから再開をしております。出席停止や学級閉鎖となった児童生徒に対して、タブレット端末の持ち帰りを行い、オンラインによる授業など、できる範囲で実施をしてきております。中学校での体育祭、小学校における運動会におきましては、感染防止対策に努め、午前日程で実施をしており、雨天順延等ありましたが、6月19日までに全て終了をしたところであります。また、小中学校の修学旅行につきましては、昨年同様、実施を夏休み以降にしております。今年度も感染防止の対策をしっかりとしながら学校行事については、出来る限り実施をしていくことを各学校及び保護者に伝えているところでございます。次に、公営塾びらとり義経塾につきまして、今年度は6月1日現在、中学生、全町で124名中88名、高校生43名中32名の120名が登録し受講が始まっている状況であります。中学生の71%、高校生の74.4%が通塾している状況であります。また、今年度も振内支所2階で振内教室を月2回、基本的には土曜日に開設し、振内地区中高校生の通塾環境の整備を進めているところでございます。社会教育におきましては、児童館、児童クラブのない地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施している放課後こども教室を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設しており、紫雲古津37名中全員37名が、二風谷では17名中16名、貫気別地区29名中全員の児童が登録しております。また、振内、本町2地区で開設されております高齢者大学につきましては、今年度40名の方が入学しております。貫気別地区につきましては昨年度から中止となっております。今年度は4月21日から活動を始め、月1回のペースで学習活動を行っております。社会体育では、遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを本町では小学校1年から3年までの36名、貫気別地区では1年生から6年生を対象に23名、振内地区につきましても1年生から6年生まで15名が参加をしております。次に、文化財課におきましては、今年度全施設、博物館、歴史館、工芸館、開拓財産展示施設、二風谷コタンのチセ群について4月1日から開館を

している状況です。改修工事をしております沙流川歴史館も4月1日からリニューアルオープンをしております。博物館では4月1日から5月22日まで企画展、アイヌ伝統工芸のわざを実施し、3380名が期間中訪れております。また、沙流川歴史館で企画展、北海道のダムカード展を4月26日から5月27日まで、芽生にあります平取ダムビジターセンターで5月28日から6月12日まで、振内町民センターで6月13日から26日まで移動展ということで行っております。今後、貫気別町民センター、ふれあいセンターびらとり、二風谷ダム管理所で移動展を行う予定になってございます。また、6月5日にマンロー先生を偲ぶ会を3年ぶりに関係者のみの参加で、二風谷旧マンロー邸前庭で実施をしております。なお、北大文学部が管理をしております二風谷旧マンロー邸につきましては、今年度、内部については1階のみの公開で見学が可能となっております。図書館につきましても、4月1日から通常開館しているところであり、移動図書館や出張図書館、団体貸出し、映画上映会なども例年どおり実施をしているところでございます。

最後になりますけれども、今月、北海道道立高校の教員が殺人及び死体遺棄容疑で逮捕され、また日高管内公立小学校の教頭が北海道迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕されるなど、教育関係者の信頼を失う事案が発生いたしました。これを受け、平取町教育委員会としましては、町内校長会において服務規律の遵守、コンプライアンス、法令遵守、交通違反、飲酒運転の撲滅などについて指示をしているところであります。今後も児童生徒、保護者、地域の信頼を失う行為を絶対に起こさないよう指導してまいりますのでご理解をよろしくお願ひいたします。以上、本年4月からの教育行政に関わる報告とさせていただきます。

議長

以上で、行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、平取町固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に次の方を選任したいので、同意を求めるものでございます。住所、沙流郡平取町振内町61番地2、氏名、蘆原宏昭氏でございます。生年月日は、昭和38年3月22日、59歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要是記載のとおりでございまして、平取消防団員、総合振興計画審議会委員、振内小学校学校評議員、平成30年12月からは固定資産評価審査委員も務められてございまして、引き続き、選任をさせていただくものでございます。地方税制にも理解を示し、人格見識も高く、適任者でございますので選任同意を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、平取町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号、平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工  
課長

議案第2号、平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。今回の条例の一部改正につきましては、パークゴルフ協会からの要望と利用促進のために、二風谷ファミリーランドパークゴルフ場及びニセウエコランドパークゴルフ場の使用料について、条例の一部を改正しようとするものでございます。それでは4ページをお開きください。一部改正の内容が書かれておりますが、条例の新旧対照表により説明いたしますので、5ページと6ページをご覧ください。5ページにつきましては、二風谷ファミリーランドのパークゴルフ場、6ページにつきましては、ニセウエコランドのパークゴルフ場が記載されております。内容については、全く同じものとなっております。別表第2、第6条、第7条関係、有料公園施設使用料について金額等を定めておりますが、その中の高齢者（用具代含む）の摘要欄の町民、そしてその下段にあります年間会員（用具代含む）の摘要欄の町民とするを削ります。4ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものといたします。以上、平取町民公園条例の一部を改正する条例についての説明といたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、平取町民公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、令和4年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とい

たします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、令和4年度平取町一般会計補正予算第2号につきましてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

令和4年度平取町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4986万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億6266万3000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細の歳出からご説明いたしますので、14ページをお開きください。上段、2款1項3目財産管理費12節委託料、780万円の増額です。これは、本町の旧国保病院の跡地につきまして、用地の一部にバチラー保育園の新しい園舎を建設することになっており、8月から工事が始まる予定でございますけれども、今後の周辺の土地利用と安全な周辺環境の整備を行うための調査設計委託料780万円を増額するものでございます。財源につきましては、全額、前年度繰越金を充当するものでございます。次に下段、2款1項9目企画費18節負担金補助及び交付金、46万1000円の増額です。これは住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして、令和4年度から補助上限額を引下げ、件数を1件から3件に増やしたところでございますけれども、このたび8件の申請があり、当初予算に不足を生じることから補助金を増額するものでございます。財源につきましては、過疎債40万円と残り前年度繰越金を充当するものでございます。次に15ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費、2094万5000円を増額するものです。これは新型コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり10万円を臨時特別給付金として支給するものでございます。対象は令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯で、基準日といたしまして令和3年度が令和3年1月2月10日時点、令和4年度が令和4年6月1日時点で、当町の住民基本台帳に登録されている世帯となります。また、コロナの影響を受けて令和4年1月以来の家計が急変し、令和4年度分の住民税非課税世帯と同様にあると認められる世帯も対象となります。なお、令和3年度分の住民税非課税世帯に支給された臨時特別給付金を受給した世帯につきましては、令和4年度分の住民税が非課税であっても、今回の臨時特別給付金の支給対象とならないこととされております。予算の内訳は、10節需用費15万円の増額、主にコピー用紙やトナーカートリッジ、チラシの印刷代となります。11節役務費8万円の増額。これは、支給対象者への案内や入金通知などの郵送料と給付金の振込手数料でございます。12節委託料につきましては、今回の臨時特別給付金を速やかに支給するため、総合行政情報システムの改修費用として、71万5000円を

増額するものでございます。18節負担金補助及び交付金2000万円の増額。これは、今回の臨時特別給付金の対象世帯について、令和3年度の未受給者を含めた令和4年度非課税世帯、及び家計急変世帯を200件と想定し積算してございます。財源につきましては、全額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金を充当するものでございます。次に下段、3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金、630万円の増額です。これは、平取福祉会が運営するこころのホームふれないにつきまして、当初計画では、昨年8月に5名、9月に4名の入所を見込んでおりましたけれども、施設側の職員体制や入所希望者の事情などにより、計画どおりの入所者を確保することが出来ず、満床となったのが今年の1月となっております。そのため、こころのホームの運営費について、介護報酬などの減収により、約810万円の赤字決算となったことから、平取福祉会と協議の上、赤字分のうち630万円について、町が負担することとしたものです。財源につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。次に16ページをお開きください。上段、3款2項1目児童福祉総務費414万4000円の増額です。これは、新型コロナの影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給するための費用と、国が行う令和4年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により、町内にある4か所の認可保育所の保育士等の処遇改善のための補助金となっております。まず、子育て世帯生活支援特別給付金ですが、支給対象者としては、一つは令和4年4月分の児童手当、または特別児童手当の使用を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者。二つ目といたしまして、今年度末で18歳までの子、いわゆる高校卒業するまでの子を養育している方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税か、新型コロナの影響により家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税であるものと同様の事情にあると認められる者となっております。なお、令和4年4月から令和5年2月までに生まれる新生児も対象となっております。予算の内訳は、3節職員手当6万4000円の増額、職員の時間外勤務手当となります。10節需用費8万6000円の増額、コピー用紙やプリンターのトナー代でございます。11節役務費6000円の増額、支給対象者への案内や入金通知などの郵送料と給付金の振り込み手数料です。12節委託料48万4000円の増額、これは給付金を速やかに支給するため総合行政情報システムの改修費用となります。18節負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金分として、対象者を令和4年度住民税非課税世帯として12世帯20人、4月から来年2月までに生まれる子どものうち、該当する世帯を5世帯5人、さらに家計急変世帯を3世帯5人、全部で20世帯30人分を見込み180万円を増額するものです。また、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金については、職員1人当たりおおむね3%以上の処遇改善にかかる費用として、四つの保育所合わせて170万4000円を増額し、補助しようとするもので、18節合計

で350万4000円を増額しております。財源につきましては、全額、国庫補助金と道補助金となっております。次に下段、6款1項2目商工振興費20節貸付金、599万7000円の増額です。これは、コロナ禍の中、設備資金や運転資金の融資を希望する事業者が増え、当初の融資枠を超過することから、不足となる融資額の2分の1を預託金として増額するものでございます。なお、財源につきましては、中小企業融資資金貸付金元金収入を充当するものでございます。次に17ページ上段、6款2項1目観光振興費18節負担金補助及び交付金、200万円の減額です。これは、3月に関係3町で協議した結果、鵡川・沙流川WAKUWAKU協議会の活動内容を見直すこととなりまして、今年度は今後の協議会の方向性を決める準備期間として、事業を実施しないこととしたため、負担金を全額減額するものでございます。下段、8款1項1目消防費18節負担金補助及び交付金、622万円の増額です。これは、新型コロナの感染リスクを軽減するため、救急車に自動心臓マッサージ機を導入するための経費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、日高西部消防組合で日高町、平取町それぞれの消防署に配置するもので、当町では救急車2台に積載する機器の購入費用として、消防組合の負担金を増額するものでございます。次に、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、622万円の増額です。これは、先ほど歳出でご説明いたしました消防で購入する自動心臓マッサージ機について、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んだものでございます。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金、2478万9000円を増額するものです。1節社会福祉費補助金、2094万5000円の増額です。これは、15ページ上段で説明いたしました住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に係る経費として、国から10分の10の補助金が交付されるものです。2節児童福祉費補助金、384万4000円の増額です。これは、16ページ上段で説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金にかかる経費として、子ども1人当たり5万円の給付金30人分で150万円と事務費64万円、合わせて214万円について、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として10分の10が交付されるものです。また、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金170万4000円についても、全額国からの交付金を見込んでおります。次に12ページ上段、16款2項2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金、30万円の増額です。これは、子育て世帯臨時特例特別給付金として、北海道において国の生活支援特別給付金に1人1万円上乗せして給付するということで、30人分30万円の補助金を見込んでおります。下段、20款1項1目繰越金1節繰越金、1216万1000円の増額です。今回の補正財源につきましては、国庫補助金や道補助金などの特定財源や町債を充当し、さらに不足する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。次に13ページ上段、21款3項2目1節中小企業融資資金貸付金元金収入、599万70

00円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、中小企業特別融資資金の申請者が増加したことによる増額でございます。下段、22款1項1目1節総務債、40万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、住宅太陽光発電システム設置補助金の申請が増加したことから、その不足財源を確保するため、過疎対策事業債を増額するものでございます。歳入歳出予算、事項別明細書については以上でございます。次に、9ページの第2表、地方債補正をお開き願います。第2表、地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は新エネルギー導入事業、1事業であり、補正前と補正後における減額については、記載のとおりであります。その限度額総額を7億9210万円から7億9250万円に変更するものでございます。次に、18ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和2年度末の現在高、前年度の令和3年度末の現在高見込み、並びに当該年度令和4年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第3号、令和4年度平取町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、令和4年度平取町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第4号についてご説明させていただきますので、別紙でお配りさせていただきました議案第4号をお開きください。

令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6060万円とするものです。この補正予算の提案理由は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給申請がなされたことに伴い、かかる予算を補正しようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

2款保険給付費に6項として、傷病手当金の項を追加し、1目として傷病手当金、18節負担金補助及び交付金について30万円の補正を行おうとするものです。内容については、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金でありまして、これは当該感染症に感染した場合や感染が疑われる場合に、労務につくことが出来ない期間の賃金等の3分の2を手当てるする給付でございます。このたび1件の申請がなされたことに伴いまして、今後の手当支給にも備えるため、1件当たり10万円として3件分30万円の算出で計上しております。財源については、全額道補助金を充当します。次に歳入についてですが、4ページ目をご覧ください。4款1項1目保険給付費等交付金の2節特別交付金で、歳出と同額の30万円の補正を行うもので、内容は特別調整交付金分を財源とするものです。以上、議案第4号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第9、報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてご報告いたしますので、議案書20ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、これを議会に報告するものでございます。21ページをご覧ください。繰越事業に係る各事業の内容については、予算計上時点におきまして、既にご説明申し上げておりますので省略させていただきますが、令和3年度予算の一部を令和4年度に繰越した事業につきましては、議案書に記載のとおりであります。コロナに関連した事業が3事業、それ以外の事業は4事業の合計7事業で、翌年度への繰越額の総額は8億590万円となり、その財源内訳につきましては、収入済みの国の支出金が978万1000円、未収入の特定財源として国・道支出金が7億8205万3000円で、町の一般財源は1406万6000円となっております。この7事業は、いずれも令和3年度の年度末までに事業を完了することが出来なかったことから、地方自治法第213条第1項において、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込

みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することができるとの規定に基づき、この予算を令和4年度に繰越したものでございます。以上、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてご報告させていただきましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9、報告第1号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを終わります。

日程第10、意見書案第1号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

これにつきましては、例年出されておりますので、お手元の意見書案をもってご説明をさせていただきたいと思います。森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止などの多面的機能の発揮が期待されており、本町と道が連携をし、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、森林吸収減対策を積極的に推進することが必要です。本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産流通体制の強化、建築物の木造木質化、木質バイオマスエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成確保などに必要な支援を充実強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。提出議員は私櫻井、賛成議員は金谷議員、中川議員であります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。以上です。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、意見書案第1号については、原案のとおり可決しました。

日程第11、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情について。日程第12、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教育予算確保、拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について。日程第13、陳情第3号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について。以上、3件を一括して議題といたします。この3件の取扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を願います。1番櫻井議員。

1番  
櫻井議員

提出されました陳情3件につきましては、過日行われました議会運営委員会で協議した結果、陳情第1号、2号につきましては、総務文教常任委員会へ、陳情第3号につきましては、産業厚生常任委員会への付託としてございますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、陳情第1号、第2号については総務文教常任委員会に、陳情第3号については産業厚生常任委員会に、それぞれ付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、第2号については総務文教常任委員会に、陳情第3号については産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで休憩いたします。議案を配付いたします。

再開いたします。お諮りいたします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、請願、陳情、並びに所管事務調査等について、閉会中の継続審査及び調査を実施したい旨申出がありました。申出書はお手元に配布

したとおりです。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告いたします。

議案4件で原案可決3件、同意1件。報告1件。意見書案1件で原案可決1件。陳情3件で委員会付託3件。承認1件で決定1件となっております。

以上で、全日程を終了いたしましたので、令和4年第4回平取町議会定例会を閉会いたします。

この後、10時40分からこの議事堂におきまして、議員全員協議会を開催しますので、出席のほうよろしくお願ひいたします。

(閉会 午前10時28分)